

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果

平成 21 年 4 月から全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、「財政の健全性」を判断するため、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率と公営企業ごとの資金不足比率を算定しました。

算定の結果、健全化判断比率と資金不足比率はいずれも国が定めた早期健全化基準及び経営健全化基準を下回りました。

【健全化判断比率】

単位：％

指 標	令和 7 年度白老町	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	14.15	20.00
② 連結実質赤字比率	—	19.15	30.00
③ 実質公債費比率	9.9	25.0	35.0
④ 将来負担比率	—	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、発生していないため、「—」と表示しています。

【資金不足比率】

単位：％

指標	会 計	令和 7 年度白老町	経営健全化基準
⑤ 資金不足比率	水道事業会計	—	20.0
	国民健康保険病院事業会計	—	
	港湾機能施設整備事業会計	—	
	下水道事業会計	—	

※資金不足額がないため、「—」と表示しています。

○健全化判断比率および資金不足比率については、監査委員の審査に付した後、その意見を付して、議会定例会 9 月会議へ報告しています。